

2022年11月11日

各位

会社名：株式会社ルネサンス
代表者名：代表取締役社長執行役員 岡本利治
(コード番号：2378 東証プライム市場)
問合せ先：取締役常務執行役員 安澤嘉丞
最高財務責任者 経営管理本部長
(電話番号03-5600-7811)

**第三者割当によるA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第2回新株予約権の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、次の①から③までの各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ① AAGS S3, L.P. (以下「AAGS S3」又は「割当予定先」といいます。)との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、割当予定先に総額1,999百万円のA種種類株式、総額1,499百万円の転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。)及び総額1,511百万円の株式会社ルネサンス第2回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行すること(以下それぞれ「本種類株式第三者割当」、「本新株予約権付社債第三者割当」、「本新株予約権第三者割当」といい、個別に又は総称して以下「本第三者割当」といいます。)
- ② A種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと(以下「本定款変更」といいます。)
- ③ 本定款変更に係る議案及び本第三者割当(A種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。)に係る議案(本第三者割当によって2022年9月30日現在の当社の発行済株式に係る議決権の総数である188,807個に対して27.70%の希薄化が生じる可能性があるため、本臨時株主総会において株主の意思確認を行うことを目的とするものです。)の各議案を付議議案に含む2023年1月20日に開催する予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の基準日を設定すること

なお、本第三者割当は、(i)当社とアドバンテッジアドバイザーズ株式会社(本社：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス、代表取締役：笹沼泰助)(以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。)との間で事業提携契約が適法に締結され、かつ、変更されることなく、有効に存続していること、(ii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、及び(iii)本臨時株主総会にて、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。

また、本日付公表の「事業提携に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

I. 第三者割当による種類株式、新株予約権付社債及び新株予約権の発行について

1. 募集の概要

① A種種類株式発行の概要

(1) 払込期間	2023年1月23日から同年1月31日まで(注) なお、本引受契約(以下に定義します。)において、割当予定先は、払込日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総
----------	--

	額を払い込むことを合意する予定です。
(2) 発行新株式数	2,092,000株
(3) 発行価額	1株につき956円
(4) 調達資金の額	1,999,952,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てます。 AAGS S3 2,092,000株
(6) 普通株式の 当初取得価額	956円
(7) その他	<p>A種種類株式を保有する株主（以下「A種種類株主」といいます。）は、当社の株主総会及びA種種類株主を構成員とする種類株主総会においてA種種類株式100株につき1個の議決権を有します。</p> <p>A種種類株式の優先配当率は年率1.0%で設定されており、A種種類株主は普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種種類株式は非参加型であり、A種種類株主は当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることができません。</p> <p>A種種類株式の発行要項においては、A種種類株主は、いつでも、当社に対して、金銭又は普通株式を対価としてA種種類株式の全部又は一部の取得を請求することができることとされており、また、当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、金銭を対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することができることとされており、</p> <p>但し、当社は、割当予定先との間で2022年11月11日付で締結する予定の引受契約（以下「本引受契約」といいます。）において、A種種類株式について以下のとおり合意する予定です。</p> <p>(1) 割当予定先は、クロージング日（2023年1月23日。但し、別途当社及び割当予定先が、2023年1月23日から2023年1月31日までのいずれかの日をクロージング日とする旨合意した場合には、当該日をいいます。以下同じ。）から5年後の応当日（同日を含みます。）以降に限り、A種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権を行使することができ、またクロージング日から3年後の応当日（同日を含みます。）以降に限り、A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使することができる。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、①当社と金融機関との間の契約等、その他資金調達に関する契約等に定める財務制限条項、その他これに類する条項に抵触した場合、②当社が、本引受契約に定める表明及び保証に重大な点において違反した場合、③当社が有価証券報告書又は四半期報告書を適法に提出しなかった場合、④当社について本引受契約に定義する上場廃止事由等が生じたか、又は、そのおそれがある場合、⑤当社が本引受契約に定義する本関連契約に定める当社の義務に重大な点において違反した場合、⑥当社の株式等に対して、いわゆるマネジメント・バイ・アウトのための公開買付けが開始され、当社が当該公開買付けに賛同した場合、⑦本引受契約に定義する組織再編行為が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合、⑧当社において、本引受契</p>

	<p>約に定義するスクイーズアウト事由が生じた場合、⑨当社の普通株式について、東京証券取引所による監理銘柄に指定がされ、又は、これに関する審査が開始された場合、⑩当社について、倒産処理手続の開始の申立てがされた場合、⑪当社と本引受契約に定義する本件重要契約等に係る取引先金融機関との契約に関し、当社の債務不履行等が生じた場合、⑫本引受契約に定義する支配権変動事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、いつでもA種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得請求権を行使できる。</p> <p>(3) 当社は、クロージング日から5年後の応当日（同日を含みます。）以降に限り、A種種類株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づくA種種類株式の取得をすることができる。</p>
--	--

(注) この期間を払込期間とした理由は、上記(7)に記載のとおり、A種種類株式の発行は、(i)当社とアドバンテッジアドバイザーズとの間で事業提携契約が適法に締結され、かつ、変更されることなく、有効に存続していること、(ii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、(iii)本臨時株主総会において、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることその他本前提条件が満たされることを条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

② 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2023年1月31日 なお、本新株予約権付社債を割り当てる日は2023年1月23日とします。また、本引受契約において、割当予定先は、クロージング日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意する予定です。
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4) 当該発行による潜在株式数	当初転換価額における潜在株式数：1,569,000株
(5) 調達資金の額	1,499,988,000円
(6) 転換価額	1株当たり956円 なお、転換価額は本新株予約権付社債の発行要項第16項第(3)号(ハ)②乃至⑧に定めるところに従い調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てます。 AAGS S3 49個
(8) 利率及び償還期日	年率：1.0% 償還期日：2028年1月31日
(9) 償還価額	額面100円につき100円
(10) その他	当社は、割当予定先との間で2022年11月11日付で締結する予定の本引受契約において、本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意する予定です。 (1) 割当予定先は、クロージング日から3年後の応当日（同日を含みます。）から、クロージング日から5年後の応当日（但し、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日）（同日を含みます。）までの期間に限り、本転換社債型新株予約権を行使

	<p>することができる。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、上記「①A種種類株式発行の概要(7)その他」の(2)の場合には、割当予定先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できる。</p> <p>(3) 上記「①A種種類株式発行の概要(7)その他」の(2)の場合、割当予定先は、いつでもその選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知することにより、その保有する本社債のうち当該通知において指定する金額の本社債を、金100円につき100円で買い入れることを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(4) 割当予定先が、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>
--	---

③ 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2023年1月23日 なお、払込期日は2023年1月31日とします。また、本引受契約において、割当予定先は、クロージング日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意する予定です。
(2) 新株予約権の総数	15,690個
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり744円
(4) 当該発行による潜在株式数	当初行使価額における潜在株式数：1,569,000株
(5) 調達資金の額	1,511,637,360円(注) (内訳) 新株予約権発行分 11,673,360円 新株予約権行使分 1,499,964,000円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 1株当たり956円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てます。 AAGS S3 15,690個
(8) そ の 他	<p>当社は、割当予定先との間で2022年11月11日付で締結する予定の本引受契約において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意する予定です。</p> <p>(1) 割当予定先は、クロージング日から6か月後の応当日(同日を含みます)から、クロージング日から5年後の応当日(但し、本新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日)(同日を含みます)までの期間に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、上記「①A種種類株式発行の概要(7)その他」の(2)の場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権を行使できる。</p> <p>(3) 当社は、クロージング日から6か月後の応当日(同日を含みます)から、クロージング日から5年後の応当日(但し、本新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日)(同日を含みます)までの期間、割当予定先に対し、本新株予約権の行使により払い込まれる金銭を本引受契約に規定する目的のみに使用することを条件として、本新株予約権の全部又は一部を行使するように要請することができるものとし、当該要請があった場合には、割当予定先は、当社との間で、本新株予約権の行使について誠実に協議するものとする。</p> <p>(4) 割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決</p>

議による当社の承認を要するものとする。

(注) 本新株予約権の行使価額が調整された場合、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 本第三者割当の目的及び理由

(1) 本第三者割当の経緯・目的

当社グループは、「わたしたちルネサンスは『生きがい創造企業』としてお客様に健康で快適なライフスタイルを提案します。」という企業理念のもと、国内外におけるフィットネスクラブ、スイミング・テニス・ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業を中核としながら、自治体や企業等での健康づくり事業、介護リハビリ事業をはじめ、健康をキーワードに多様な事業を展開しております。

また、当社グループは、同業他社からの事業譲受等にも積極的に取り組んでおり、平成3年以降で18件、43事業所のM&A及び事業譲受を成功させております。

その結果、2022年9月30日現在で、当社グループの施設数は、スポーツクラブ130施設（直営104施設、業務受託24施設、ルネサンス ベトナム2施設）、スタジオ業態2施設、介護リハビリ39施設（直営29施設、フランチャイズ10施設）、アウトドアフィットネス16施設（直営6施設、業務受託10施設）の計187施設となっております。

当社グループを取り巻く環境は、国民一人ひとりの健康増進意識の高まりや、大企業を中心とした従業員の健康増進の取り組み強化等を受け、スポーツクラブの会員数が継続して好調に推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて2020年4月に発出された緊急事態宣言以降、スポーツクラブへの入会者が減少し、退会者が増加する等、非常に厳しい事業環境となっております。

その結果、2020年度は、介護リハビリ施設を除くスポーツクラブ等の施設における休業の影響により、大幅な減収減益となり、それ以降も、新型コロナウイルス感染拡大による影響は大きく、2021年度は、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益が黒字化して業績回復の兆しがみえたものの、依然として、2019年度以前の業績には程遠い状況が続いております。さらに、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や世界的な資源価格の高騰、急激な円安の進行等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いており、当社の業績にも大きな影響が生じると想定しております。

このような環境の中、当社グループは「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、企業価値の向上を目指して、事業を推進しております。

この長期ビジョンの実現に向け、スポーツクラブ事業等、主に施設に来館いただくことを前提とした施設産業を中心に、介護リハビリ事業、企業・保険者向け事業及び自治体向け事業等、社会課題を解決する事業を複数展開し、さらに、これらの事業に「オンライン」、「デジタルコミュニケーション」等の価値を付加し、新たな健康づくりの機会とサービスの提供に取り組んでおります。

健康長寿社会の実現及び地域の社会課題の解決のため、人生100年時代の到来とともに重要性が高まる生涯現役で働くための健康維持・増進や、医療費等の社会保障費の抑制につながる“治療から予防へ”の取り組みを推進しております。

スポーツクラブ事業は施設産業であり、総合型スポーツクラブ1施設当たりの建築コストは8～10億円程度となり、既存スポーツクラブの設備維持・更新についても、年度ごとに複数施設が必要であり、毎年度、相応の設備投資が発生します。

また、介護リハビリ事業等の機動的な拡大展開に関しては、1年度内に複数店舗の開業を見込んでおり、施設設置のための設備投資が生じます。

さらに、「オンライン」、「デジタルコミュニケーション」等の価値を創造するためには、DXに特化した専門の人材の確保を含めて、スポーツクラブ施設への投資以外にも、DX関連の投資を継続的に行う必要があります。

今後も厳しいと想定される事業環境下においては、積極的なM&Aを推進していくことも長期的かつ安定的な成長を押し進める上で非常に重要であると考えております。

資金面については、安定した営業キャッシュ・フロー（2022年3月期、3,819百万円）を考慮すれば、今後の資金需要に対する借入余力も確保されていると考えておりますが、今後のさらなる成長を実現するため

には、本第三者割当による資金調達を行うことで、安定的な財務体質を構築することが重要であると判断いたしました。

以上を踏まえ、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響、希薄化率を考慮し、慎重に検討を行った結果、本第三者割当を行うことを決議いたしました。本新株予約権が全て行使された場合には、本第三者割当により、当初行使価額ベースで約5,000百万円の調達が可能となります。調達金額につきましては、国内における新規出店投資、将来のM&A・資本業務提携に対応するための資金に充当していく予定です。

当社グループは、業績を回復し、企業価値向上のために上記の施策を推進するためには、資金に加えて、今後の成長戦略に関する外部からのアドバイスが必要であると考えていたところ、2022年7月頃、当社グループの主要取引銀行からの紹介により、複数の上場会社に対するコンサルティングの経験が豊富なアドバンテッジアドバイザーズより同社がサービスを提供するファンドへの本第三者割当と併せて同社との事業提携を行うことの提案を受けました。

当社は、同社の案件実績や具体的な提案等も踏まえて議論した結果、同社が当社が取り入れたい複数の上場会社に対する高度な経営ノウハウを持っているコンサルタントであることや下記「(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由」に記載のとおり本第三者割当が最も適した調達方法であることから、本第三者割当が当社グループの企業価値の向上に最も適した提案であると判断し、本第三者割当による資金調達を行うとともにアドバンテッジアドバイザーズとの間で事業提携を行うことを決定いたしました。事業提携に関する詳細につきましては、本日付公表の当社プレスリリース「事業提携に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、本第三者割当による資金調達は国内における新規出店投資、将来のM&A・資本業務提携の資金に充当するため、さまざまな手法を検討して参りました。

その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、いずれも資金調達金額の充分性、確実性の観点から、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。

また、本第三者割当後の財務基盤の安定性に鑑みれば、金融機関からの借入れによる負債性の調達に全て依存することは望ましくないと考え、一定以上の割合の資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定される即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営や株価に与える影響も勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがないA種種類株式(総額1,999百万円)、本新株予約権付社債(総額1,499百万円)及び本新株予約権(総額1,511百万円)により調達することといたしました。また、発行後直ちに約5,000百万円を資金調達するのではなく、将来的な資金確保も必要であると考え、将来的な資金調達が必要となるタイミングで資金調達することが可能な新株予約権を採用しています。加えて、事業提携先のアドバンテッジアドバイザーズへ議決権を付与することにより、当社の企業価値の向上という共通目標を保有させ、共通目標の達成へ向けた双方の努力が明確になるよう、A種種類株式を採用しました。

なお、本第三者割当は、当社株式に一定の潜在的な希薄化を生じさせるものの、調達した資金を下記の資金使途に活用することによる企業価値の向上が希薄化を上回ることが想定されること、資本性の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから当社にとって現時点での最良の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	5,011,577,360円
-----------	----------------

② 発行諸費用の概算額	25,799,000円
③ 差引手取概算額	4,985,778,360円

- (注) 1 払込金額の総額は、A種種類株式の払込価額総額 1,999,952,000 円、本新株予約権付社債の払込価額総額 1,499,988,000 円、本新株予約権の払込金額の総額 11,673,360 円及び行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 1,499,964,000 円を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の行使価額が調整された場合、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、弁護士費用、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る価値評価費用並びにその他事務費用の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額 4,985,778,360 円の具体的な資金使途につきましては、次のとおり予定しております。

① A種種類株式に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ア 国内における最適な店舗ミックスによる新規出店	1,991	2023年1月～2026年1月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

② 本新株予約権付社債に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
イ ヘルスケア事業における元氣ジムの新規出店及び新たな介護予防施設等の開発	1,300	2023年1月～2026年1月
ウ DX ツール導入等費用	191	2023年1月～2026年1月
合計	1,491	—

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

③ 本新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
エ M&A 等を通じた事業の拡大	1,503	2023年1月～2026年1月

(注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

- 2 本新株予約権の行使価額が調整された場合、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、自己資金の活用及び銀行借入れの方法による資金調達により上記の使途へ充当する予定です。

当社はこれまで単一事業会社としてスポーツクラブ事業の磨き込みを推進してきましたが、近年の経営環境変化により、『生きがい創造企業』として人々の楽しい健康づくりを実現すべく、新規事業の創出にも注力するとともに、複数の事業を営む健康ソリューションカンパニーへの転換が求められております。

スポーツクラブ事業は、地域の皆様の多様なニーズに対応し、スポーツクラブを核とした業態の施設を組み合わせ「地域を健康に！」を実現すべく、(ア) 最適な店舗ミックスによる新規出店を行うとともに、コロナ禍により生活様式の変化や、建築費やエネルギーコストが増大する等、外部環境が大きく変化している中、当社としては業界再編の機会と捉えることで、(エ) M&A 等を通じた事業拡大も積極的に進めていきたいと考えております。(イ) ヘルスケア事業は、元氣ジムをはじめとする介護予防施設等の社会的ニーズは引き続き高く、直営/FC による新規出店を加速していく考えにあります。新たな介護予防施設の開発についても取り組むことを検討しております。また、(ウ) DX による取り組みを推進することで、デジタル技術の発展や新たな生活様式に対応する新サービスの開発や、間接業務生産性向上等を加速することによって、

企業価値向上が図られるものと考えております。また、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携に基づき、上記取組みを活性化させていく予定です。

これらを踏まえ、手取金は上記のとおり各使途への充当を予定しております。資金使途の詳細は以下のとおりです。

ア 国内における最適な店舗ミックスによる新規出店

これまで大型の総合型スポーツクラブに適した物件開発モデル・体制を構築し新規出店を行ってまいりましたが、近年はコンパクト型の総合型スポーツクラブや、ジム+スタジオ業態も出店する等、多様なニーズに対応することが求められており、今後更により細かな粒度で多様なニーズに応えられるプログラムの開発や、科学的なアプローチによる精緻な出店予測モデルを構築することにより、業態ごとに適した物件開発体制を整えるための資金、及びそれを踏まえたスポーツクラブの新規出店を行うための資金として、1,991百万円を2023年1月～2026年1月までの期間において充当する予定であります。

イ ヘルスケア事業における元氣ジムの新規出店及び新たな介護予防施設等の開発

ヘルスケア事業は、元氣ジムをはじめとする介護予防施設等の社会的ニーズは引き続き高く、直営/FCによる新規出店を加速していく考えにあり、科学的なアプローチによる精緻な出店予測モデルを確立させることにより、物件開発体制を整備・強化し出店を加速させるとともに、人生100年時代に向けてシニアの方々が生き生きと暮らせる新たな介護予防施設を開発するための資金として、1,300百万円を2023年1月～2026年1月までの期間において充当する予定であります。

ウ DXツール導入等費用

当社は、DXによる取組み推進を企業価値向上に繋がる重要な施策として考えており、部門横断でDXを進める社長直轄組織として、2022年2月1日付で「DX推進プロジェクト」を設置し、取組みを開始しています。今後システム投資やリソースも増強することにより、DXを活用した新サービスによるトップライン伸長、デジタルを活用したオペレーション効率化でコスト削減を行うための資金として、191百万円を2023年1月～2026年1月までの期間において充当する予定であります。

エ M&A等を通じた事業の拡大

上述のとおり、コロナ禍により生活様式の変化や、建築費やエネルギーコストが増大する等、外部環境が大きく変化している中、当社は業界再編の機会と捉えており、M&A等を通じた事業拡大も積極的に進めていきたいと考えております。具体的には、好立地の施設を保有しているもののコロナ禍により業績が悪化しているスポーツクラブ事業又はヘルスケア事業を営む同業他社等を対象としております。現時点において具体的に計画されているM&Aの案件はありませんが、上記の対象企業の時価総額や過去において具体的に検討した案件等を勘案し、機動的にM&Aのための資金手当てを実施するための資金として、1,503百万円を2023年1月～2026年1月までの期間において充当する予定であります。なお、上記充当予定期間内に上記金額分のM&Aを実行しなかった場合、上記アに充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① A種種類株式

当社は、本種類株式第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、上記「2. 本第三者割当の目的

及び理由（１）本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、割当予定先との間で真摯な協議を行い、その結果、A種種類株式の払込金額を1株当たり956円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯に加えて、A種種類株式の商品性を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎知岳）（以下「赤坂国際」といいます。）に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種種類株式評価報告書（以下「A種種類株式算定書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関である赤坂国際は、A種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、A種種類株式発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮の上、一定の前提（A種種類株式の転換価額、想定する満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率等）の下、A種種類株式の公正価値の算定をしております。A種種類株式算定書において2022年11月10日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株当たり938円から960円とされております。

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際によるA種種類株式算定書における上記算定結果やA種種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先であるAAGS S3との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものです。上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、赤坂国際によるA種種類株式算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり956円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しております。しかしながら、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2022年11月10日付で本新株予約権付社債評価報告書を受領いたしました。赤坂国際は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を考慮の上、割当予定先と協議の結果、956円と決定いたしました。また、本新株予約権付社債の当該転換価額については、取締役会決議日（2022年11月11日）の直前取引日の終値である925円に対して3.35%のプレミアム、取締役会決議日の前1か月平均値である942円に対して1.49%のプレミアム、6か月平均値である947円に対して0.95%のプレミアムとなることから、特に不合理な水準ではないと考えております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額100円につき金100円）を赤坂国際による価値算定評価額（各社債の金額100円につき98.1円から100.5円）の範囲内で決定しております。また、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益（本転換社債型新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値）と、本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本転換社債型新株予約権の実質的な対価が本転換社債型新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではないこと、及びその算定手続について著しく不合理な

点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権付社債の発行は、割当予定先に特に有利な条件での発行には該当しないとした取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

③ 本新株予約権

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際に依頼しました。赤坂国際は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、本新株予約権発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮の上、一定の前提（本新株予約権の権利行使価格、満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率等）の下、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権1個につき744円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の744円としています。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（2022年11月11日）の直前取引日までの3か月の終値平均値である956円といたしました。なお、かかる行使価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値である925円に対して3.35%のプレミアム、取締役会決議日の前1か月平均値である942円に対して1.49%のプレミアム、6か月平均値である947円に対して0.95%のプレミアムであります。

行使価額を上記のとおり設定したのは、割当予定先との協議も踏まえた上で、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権に係る取得価額及び本新株予約権付社債の転換価額と同様、既存株主が本第三者割当を通じた希薄化による不利益を過度に被ることがないように、現時点の普通株式の時価を使用することを原則としつつ、当社株価のボラティリティを勘案し、一定期間の平均値を採用することが妥当であると判断し、さらにアドバンテッジアドバイザーズとの本格協議を開始後の期間と概ね一致する3か月の終値平均値を使用することで割当予定先と合意したためです。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関の算定結果と同額であり、有利発行に該当しないとした取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種種類株式については、割当予定先は当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的としていることから、クロージング日から3年後の応日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、A種種類株式の全部について当初取得価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式2,092,000株が交付され、その議決権数は20,920個となります（2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数21,379,000株に対する比率は9.79%、議決権総数188,807個に対する比率は11.08%）。但し、A種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払優先配当額の全てに応じた金額が加算された基準価額により交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いのA種優先配当額が増加すればそれに応じて発行される当社普通株式の数も増加することになります。仮に1事業年度のA種優先配当額19百万円が基準価額に加算されたとした場合、上記株式数に加え、当初取得価額におけるA種種類株式発行前の発行済株式総数の0.10%（A種種類株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は0.11%）となり相当の当社普通株式が追加で発行されることとなります。なお、当

社の保有する現預金残高の水準からA種優先配当の未払金が発生することは想定しづらいこと、仮に発生した場合でも、未払金については年利1.0%の1年複利であり、そのような複利が累積したとしても多額となることは考えられないこと、及び、当該累積金額が多額となる前に別途対応策を講じることが想定されることから、非常に大きな規模の希薄化が生じるリスクは極めて低いと考えております。

また、本新株予約権付社債が当初転換価額により全て転換された場合に発行される当社普通株式数は1,569,000株であり、同株式に係る議決権の数は15,690個であるため、全ての本新株予約権付社債が転換された場合には、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数21,379,000株に対する比率は7.34%、同日現在の当社の議決権総数188,807個に対する比率は8.31%となります。

さらに、本新株予約権の目的となる株式数は1,569,000株であり、同株式に係る議決権の数は15,690個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数21,379,000株に対する比率は7.34%、同日現在の当社の議決権総数188,807個に対する比率は8.31%となります。

A種種類株式の潜在株式数、本新株予約権付社債に係る潜在株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数に対して24.46%、議決権総数に対して27.70%となり、本第三者割当により一定の希薄化が生じます。

一方で、当社が上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」で記載した資金を得ることは、下記「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、中長期的な視点からは当社の企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

これらを勘案し、本第三者割当による一定規模の希薄化が生じることになるものの、本事業提携を通じた財務メリットが希薄化を上回ることが想定されること、資本金の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数を合計した交付株式数の総数最大5,230,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高は約55,319株であり、当社普通株式は一定の流動性を有していると考えております。加えて、割当予定先からは当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的として、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨、売却に際しては基本的に当社との協議を経て手法を選択し、売却活動を行う旨の説明を受けていることから、本第三者割当による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（2022年11月11日現在）

(1)	名 称	AAGS S3, L.P.
(2)	所 在 地	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands
(3)	設 立 根 拠 等	the Exempted Limited Partnership Law of the Cayman Islands
(4)	組 成 目 的	投資
(5)	組 成 日	2021年7月27日
(6)	出 資 の 総 額	36億円
(7)	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	アドバンテッジアドバイザーズ成長支援投資事業有限責任組合：100%
(8)	名 称	AAGS Investment, Inc.
	所 在 地	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands

	代表者の 役職・氏名	取締役 Douglas R. Stringer
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資本金	1,000 米ドル
(9) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10) 上場会社と当該 ファンドとの関係	上場会社と 当該ファンド との関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業 務執行組合員 との関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員、当該ファンドの出資者（現出資者を含みます。）並びに当該ファンドの業務執行組合員の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

当社は、AAGS S3、AAGS S3 の業務執行組合員及びその役員、並びに AAGS S3 の全ての出資者（以下「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目 8 番 11 号、代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当の割当予定先として AAGS S3 を選定した理由は次のとおりです。

上記「2. 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、国内における新規出店投資、将来の M&A・資本業務提携に対応するための資金調達を図る方針です。当社は、2022 年 7 月頃に株式会社アドバンテッジパートナーズから連絡を受けて以降、アドバンテッジアドバイザーズとの間で当社のコンサルティング及び資金調達について継続的に意見交換を重ね、アドバンテッジアドバイザーズより、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、複数の上場会社への投資実績を有し信頼性のあるアドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドを割当予定先候補として紹介されました。

アドバンテッジアドバイザーズは、サービスを提供するファンドの投資リターンを最大化するために、ファンドの投資先である上場会社に対して経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワークを活用した情報提供を行っております。当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドに対して本第三者割当を行うことにより、資金調達のみならず、コンサルティングを受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると判断しました。

すなわち、調達資金を、国内における新規出店及び M&A を通じた事業の拡大に充当することで、企業価値向上と持続的な成長を図るとともに、アドバンテッジアドバイザーズの複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用とを両立させ、かつ、本第三者割当の発行により少ない利息の負担で多額の資金を確実にかつ迅速に調達できるとともに、本第三者割当が当社の想定どおりに行使された場合には当社の財務基盤の強化に資するものであり、これらにより当社の企業価値の向上を図ることができると判断し、かかる投資実績及び信頼性を有する者により運営されるファンドである AAGS S3 を第三者割当の割当予定先として、2022 年 11 月頃に選定いたしました。

なお、当社は割当予定先である AAGS S3 との間で、2022 年 11 月 11 日付で、以下の内容を含んだ本引受契約を締結する予定です。

- ① A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡制限
AAGS S3が、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を譲渡する場合には、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。但し、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権について、AAGS S3から当該承認を求められた場合、当該承認を行うかにつき、AAGS S3と誠実に協議するものとする。
- ② A種種類株式の金銭対価取得請求権の条件
A種種類株式の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、AAGS S3は、クロージング日から5年後の応当日（同日を含む。）以降に限り、A種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権を行使することができるものとする。
- ③ A種種類株式の普通株式対価取得請求権の条件
A種種類株式の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、AAGS S3は、クロージング日から3年後の応当日（同日を含む。）以降に限り、A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとする。
- ④ A種種類株式の金銭対価取得条項の条件
A種種類株式の発行要項の定めにかかわらず、当社は、クロージング日から5年後の応当日（同日を含む。）以降に限り、A種種類株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づく本種類株式の取得をすることができるものとする。
当社は、当該取得条項に基づくA種種類株式の取得をしようとする場合、当該取得に係る取締役会決議の日の1か月前までに、AAGS S3に対してその旨を書面により通知しなければならない。
- ⑤ 本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る新株予約権の行使制限
本新株予約権付社債の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、AAGS S3は、クロージング日から3年後の応当日（同日を含む。）から、クロージング日から5年後の応当日（但し、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日）（同日を含む。）までの期間に限り、本転換社債型新株予約権を行使することができるものとする。
本新株予約権の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、AAGS S3は、クロージング日から6か月後の応当日（同日を含む。）から、クロージング日から5年後の応当日（但し、本新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日）（同日を含む。）までの期間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
当社は、クロージング日から6か月後の応当日（同日を含む。）から、クロージング日から5年後の応当日（但し、本新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日）（同日を含む。）までの期間、AAGS S3に対し、本新株予約権の行使により払い込まれる金銭を本引受契約に規定する目的のみに使用することを条件として、本新株予約権の全部又は一部を行使するように要請することができるものとし、当該要請があった場合には、AAGS S3は、当社との間で、本新株予約権の行使について誠実に協議するものとする。かかる協議の結果、AAGS S3が本新株予約権を行使した場合、当社は、本新株予約権の行使に際して払い込まれた金銭を本引受契約に規定する目的のみに使用するものとする。
- ⑥ 本新株予約権付社債の繰上償還
本新株予約権付社債の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合には、AAGS S3は、いつでもその選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知することにより、その保有する本社債のうち当該通知において指定する金額の本社債を、金100円につき100円で買い入れることを、当社に対して請求する権利を有するものとする。
- ⑦ 議決権保有限制

AAGS S3が有する議決権の数は、いかなる時点においても37,400個（但し、かかる個数は、株式分割・併合等、調整が必要な場合には合理的に調整される。）を超えないこととする。AAGS S3は、これを超えることとなるような、本転換社債型新株予約権又は本新株予約権を行使しない。

（3）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権又は本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。但し、A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権若しくは本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

また、上記「1. 募集の概要 ① A種種類株式発行の概要（7）その他」に記載のとおり、クロージング日から3年後の応当日までの期間は、原則として、割当予定先はA種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使できず、上記「1. 募集の概要 ② 本新株予約権付社債発行の概要（10）その他」に記載のとおり、クロージング日から3年後の応当日までの期間は、原則として、割当予定先は本転換社債型新株予約権を行使できず、また、上記「1. 募集の概要 ③ 本新株予約権発行の概要（8）その他」に記載のとおり、クロージング日から6か月後の応当日までの期間は、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できない予定です。

加えて、A種種類株式については、当社は、割当予定先が払込期間の最終日から2年以内にA種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意すること等を内容とする確約書を受領する予定です。また、本新株予約権付社債については、当社と割当予定先が締結する予定の本引受契約における制限として、割当予定先が本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨を合意する予定です。取締役会の決議による当社の承認をもって本新株予約権付社債の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、本新株予約権付社債及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認等を行い、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。また、本新株予約権についても同様の取扱いをします。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の本第三者割当に係る発行価額の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の取引銀行に係る口座残高の写し（2022年11月8日付）を入手し、本第三者割当に係る発行価額の払込みに足る現金預金を保有していることを確認しております。なお、当社は、割当予定先より、書面にて、当該口座残高に記載の現金預金のうち本第三者割当に係る発行価額の払込みに必要な金額については、かかる払込みに充当する旨を確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本第三者割当に係る発行価額の払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたって、基本的には、A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権若しくは本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行い、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確保しておくことが必要ではありません。アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供するファンドは、多数の会社の種類株式、新株予約権及び新株予約権付社債も引き受けておりますが、それらの会社の中には本件と概ね同様のスキームが採用されているものがあり、A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権若しくは新株予約権の行使又は新株予約権付社債の転換に

より取得した当該会社の株式を売却することで新株予約権の行使に必要な資金を調達する旨を聴取により確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前 (2022年9月30日現在)		募 集 後	
D I C株式会社	17.50%	AAGS S3, L.P.	19.66%
S O M P Oホールディングス株式会社	7.50%	D I C株式会社	14.06%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5.63%	S O M P Oホールディングス株式会 社	6.03%
住友生命保険相互会社	4.68%	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	4.52%
三菱地所株式会社	2.21%	住友生命保険相互会社 (常任代理人株式会社日本カスト ディ銀行)	3.76%
ルネサンス従業員持株会	2.13%	三菱地所株式会社	1.77%
斎藤 敏一	1.64%	ルネサンス従業員持株会	1.71%
斎藤フードアンドヘルス株式会社	0.61%	斎藤 敏一	1.32%
晶和ホールディング株式会社	0.54%	斎藤フードアンドヘルス株式会社	0.49%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	0.54%	晶和ホールディング株式会社	0.44%

(注1) 上表における大株主及び持株比率は、2022年9月30日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております(自己株式は除いております)。

(注2) 募集後の大株主及び持株比率は、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数 21,379,000 株に、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の潜在株式数 5,230,000 株を加算した 26,609,000 株に対して、A種種類株主、本新株予約権付社債権者及び本新株予約権者が即座に普通株式の取得請求権、普通株式転換権を行使した場合の割合です。

(2) A種種類株式

募集前 (2022年9月30日現在)		募 集 後	
該当なし		AAGS S3, L.P.	100.00%

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当に伴う希薄化率が 25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。

また、A種種類株式の発行については、客観的な市場価格がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないと考えられます。

そこで、具体的には、本臨時株主総会において、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の必要性及び相当性について株主の皆様へ説明した上で、A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様へ意思確認をさせていただくことを予定しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除きます。）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	45,049,105	30,209,649	37,120,078
営業利益又は営業損失（△）	3,267,099	△4,602,262	912,985
経常利益又は経常損失（△）	3,042,894	△4,902,891	632,946
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	1,378,724	△8,705,008	513,568
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	84.67	△485.43	27.19
1株当たり配当金（円）	26.0	2.0	6.0
1株当たり純資産額（円）	988.21	527.03	546.30

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	21,379,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	1,944円	994円	1,176円
高値	2,213円	1,328円	1,548円
安値	914円	711円	958円
終値	1,007円	1,173円	988円

② 最近6か月間の状況

	2022年6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	921円	963円	960円	961円	925円	943円
高値	973円	969円	982円	1,004円	966円	949円
安値	915円	894円	943円	913円	903円	922円
終値	954円	956円	963円	931円	935円	925円

（注） 2022年11月については、同年11月10日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年11月10日
始値	931円
高値	931円
安値	922円
終値	925円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

A種種類株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1、2及び3に記載しております。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

A種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙4「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

本定款変更議案に関する本臨時株主総会付議に係る取締役会決議日	2022年11月11日
本臨時株主総会決議日（予定）	2023年1月20日
本定款変更の効力発生日（予定）	

III. 本臨時株主総会の基準日設定について

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、2023年1月20日開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年11月30日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 公告日	2022年11月11日
(2) 基準日	2022年11月30日
(3) 公告方法	電子公告（当社ホームページに掲載いたします。） https://www.s-renaissance.co.jp/file/20221111_koukoku.pdf
(4) 本臨時株主総会開催予定日	2023年1月20日

2. 本臨時株主総会の付議議案等について

本臨時株主総会においては、①本定款変更に係る議案、及び②本第三者割当（A種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。）に係る議案（本第三者割当によって2022年9月30日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の総数である188,807個に対して27.70%の希薄化が生じる可能性があるため、本臨時株主総会において株主の意思確認を行うことを目的とするものです。）を付議することを予定しております。

なお、本臨時株主総会の開催場所等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上

株式会社ルネサンスA種種類株式
発行要項

1. 株式の名称
株式会社ルネサンス A 種種類株式（以下「A 種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
2,092,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 956 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 999,976,000 円（1 株につき、478 円）
資本準備金 999,976,000 円（1 株につき、478 円）
5. 払込金額の総額
1,999,952,000 円
6. 払込期間
2023 年 1 月 23 日から 2023 年 1 月 31 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式を AAGS S3, L.P. に割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。）に対し、下記 16. (1) に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の金額
A 種優先配当金の額は、956 円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率 1.0% を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2023 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対して剰余金の配当（下記 (4) に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
 - (3) 非参加条項

当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本(4)に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利 1.0% で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。A 種種類株式 1 株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「A 種累積未払配当金相当額」という。）については、下記 16. (1) に定める支払順位に従い、A 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、下記 16. (2) に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2) に従い計算される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

(1) A 種種類株主は、当社の株主総会及び A 種種類株主を構成員とする種類株主総会において A

種種類株式 100 株につき 1 個の議決権を有する。

- (2) 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、A 種種類株主を構成員とする種種類株主総会の決議を要しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の A 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき A 種種類株式は各 A 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A 種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 11. の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9. (1) 及び 9. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記 (3) に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記 (2) に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び(iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9. (1) 及び 9. (3)に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初 956 円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に普通株式を発行又は処分する場合、株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合

を除く。)、次の算式（以下「新株発行等による取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。新株発行等による取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準

日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- ⑥ (i) 以下に定める特別配当の支払を実施する場合、次の算式(以下「特別配当による取得価額調整式」といい、新株発行等による取得価額調整式と併せて「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{普通株式1株当たりの時価} - \text{普通株式1株当たりの特別配当}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

「普通株式1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。普通株式1株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 「特別配当」とは、各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当会社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、払込金額(金956円)を当初の取得価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に35を乗じた金額とする。)(当会社が当会社の事業年度を変更した場合には、A種種類株主と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。
- (iii) 特別配当による取得価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

る。

- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、新株発行等による取得価額調整式の場合には調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）又は特別配当による取得価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本 12. に定める取得価額の調整は、A 種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権及び新株予約権付社債の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
証券代行部
- (6) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (7) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A 種種類株式の発行日から 5 年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金

金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価償還に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は 9. (1) 及び 9. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A 種種類株式の一部を取得する場合において、A 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

14. 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

- (1) A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。
- (2) A 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

株式会社ルネサンス
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 募集社債の名称
株式会社ルネサンス第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金 1,499,988,000 円
3. 各社債の金額
金 30,612,000 円の 1 種。各社債の口数は 49 口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第 21 項に定義される。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本新株予約権付社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 払込金額
各社債の金額 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率
年率 1.0%
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 申込期日
2023 年 1 月 23 日
10. 本新株予約権の割当日
2023 年 1 月 23 日

11. 本社債の払込期日

2023年1月31日

12. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権付社債をAAGS S3, L.P.に割り当てる。

13. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2028年1月31日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第16項第(3)号(ハ)①に定義される。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第16項第(3)号(ハ)③、⑤及び⑦に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第16項第(3)号(ハ)②乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

③ スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 銀行営業日目以降 30 銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後に到来するいずれかの利払日（第14項に定義される。以下同じ。）を償還日として、その選択により、当社に対し、繰上償還しようとする利払日に先立つ30日以上60日以下の期間内にあらかじめ書面により通知し、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合

② 財務制限条項抵触事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後に到来するいずれかの利払日を償還日として、その選択により、当社に対して、繰上償還しようとする利払日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の2023年3月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2023年3月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、当該事由が生じた若しくは当該指定がなされた日又は当該事由が生じる若しくは当該指定がなされる合理的な見込みがある日後に到来するいずれかの利払日を償還日として、その選択により、当社に対して、繰上償還しようとする利払日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合

において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

- (3) 本項に定める償還日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

14. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日。以下「償還期日」という。）までこれを付するものとし、2023年7月31日を第1回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年1月31日及び7月31日（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、その日までの前半分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10銀行営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（同日を含む。）から弁済の提供がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。

15. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

16. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
- (イ) 種類
当社普通株式
- (ロ) 数
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使された

ものとして現金により精算し、1 単元未満の株式はこれを切り捨てる。) 。なお、かかる現金精算において生じた 1 円未満の端数はこれを切り捨てる。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額 (以下「転換価額」という。) は、956 円とする。なお、転換価額は本号 (ハ) ②乃至⑦に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 (ハ) ③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「新株発行等による転換価額調整式」という。) により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価 (本号 (ハ) ⑥(ii) に定義される。以下同じ。) を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式 (但し、本新株予約権と同日付で発行される A 種種類株式を除く。) 又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権付社債と同日付で発行される新株予約権は除く。) を発行又は付与する場合 (但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。) の翌日以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \text{ 当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第⑤号に定める特別配当の支払を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金 30,612,000 円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑤ (i) 「特別配当」とは、2028年1月27日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金 30,612,000 円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各本社債の金額（金 30,612,000 円）を当初の転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に35を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- ⑥ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合には調整後の転換価額を適用する日（但し、本号(ハ)③(v)の場合は基準日）又

は特別配当による転換価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

(iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑦に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本号(ハ)③(ii)の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

⑦ 本号(ハ)③及び⑤の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

(iv) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑧ 本号(ハ)②乃至⑦により転換価額の調整を行う場合は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2023 年 2 月 1 日から 2028 年 1 月 27 日（第 13 項第(2)号(イ)①乃至③並びに同(ロ)①乃至③に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の 2 銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその

前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第 124 条第 1 項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 22 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (ロ) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後、これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、第 13 項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人

- が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。
なお、転換価額は本項第(3)号(ハ)②乃至⑦と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこ

れを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

17. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第 13 項又は第 14 項の規定に違背したとき。
- (ロ) 本項第(1)号の規定に違背したとき。
- (ハ) 本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の買取りに関して当社と締結した契約に違背し、本新株予約権付社債権者からは是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (ニ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ホ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 100,000,000 円を超えない場合は、この限りでない。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他の法的倒産手続若しくはこれらに準じる私的倒産処理手続（外国法によるものを含む。）の開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ト) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の法的倒産手続又はこれらに準じる私的倒産処理手続（外国法によるものを含む。）の開始の決定又は命令を受けたとき。
- (チ) 当社について、支払の停止若しくは手形交換所の取引停止処分が生じたとき、又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
- (リ) 当社が本新株予約権付社債につき AAGS S3, L.P. と締結した引受契約書（以下「本引受契約」という。）において表明し保証した事項が重大な点において真実でなく又は不正確であったとき。
- (ヌ) 当社が本引受契約上の当社の義務に重大な点において違反したとき。
- (ル) 当社が有する資産の全部又は一部について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押

えその他保全処分、民事執行又は租税滞納処分の命令又は通知（日本国外における同様の手続を含む。）が発送されたとき。

- (ワ) 当社の事業若しくは財産の状態に重大な悪化が生じ、又は重大な悪化が生じるおそれがあり、債権保全のために必要と認められる相当の事由が生じたとき。

18. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

19. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

20. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

21. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

22. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

23. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

24. 財務代理人

本社債の財務代理人は株式会社三菱UFJ銀行とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

25. 準拠法

日本法

26. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社ルネサンス第 2 回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ルネサンス第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期日
2023 年 1 月 23 日
3. 割当日
2023 年 1 月 23 日
4. 払込期日
2023 年 1 月 31 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を AAGS S3, L.P. に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権 1 個の行使請求により当社が新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、95,600 円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない）。
なお、本新株予約権の目的である株式の総数は、当該最大整数に本新株予約権の総数を乗じて得られる数となる。但し、第 10 項各号に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。
7. 本新株予約権の総数
15,690 個
8. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり金 744 円（本新株予約権の払込総額金 11,673,360 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、956 円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従い調整されることがある。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcc}
 & & \begin{array}{l} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの発行} \\ \text{又は処分価額} \end{array} \\
 & & \text{時価} \\
 \text{調整後} & & \text{既発行普通} \\
 \text{行使価額} & = & \text{株式数} + \frac{\text{発行又は}}{\text{処分株式数}} \times \frac{\text{1株当たりの発行}}{\text{又は処分価額}} \\
 & & \text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数} \\
 \text{調整前} & \times & \text{時価} \\
 \text{行使価額} & &
 \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（本項第(4)号(ロ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式（但し、本新株予約権と同日付で発行される A 種種類株式を除く。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権と同日付で発行されるものは除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ロ) 「特別配当」とは、2028年1月27日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、出資金額(金95,600円)を当初行使価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に35を乗じた金額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。
- (ハ) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4) その他

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日(以下に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

- (ハ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合

は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号又は本項第(5)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ロ)の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (二) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (5) 本項第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (二) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行う場合は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2023年2月1日から2028年1月27日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものを

いう。

12. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 744 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 744 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（2022 年 11 月 11 日）の直前取引日までの 3 か月の終値平均値である 956 円とした。

18. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 日本橋支店
20. 新株予約権行使による株式の交付
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
21. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
 - (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略) (新設)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 (現行どおり) ② <u>当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 52,400,000 株 A 種類株式 2,092,000 株
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式及びA 種類株式の単元株式数は、 <u>それぞれ100株とする。</u>
第8条～第10条 (条文省略)	第8条～第10条 (現行どおり)
(新設)	第2章の2 A 種類株式
(新設)	<u>(剰余金の配当)</u> 第10条の2 <u>(A 種優先配当金)</u> 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録されたA 種類株式を有する株主 (以下「A 種類株主」という。) 又はA 種類株式の登録株式質権者 (A 種類株主と併せて、以下「A 種類株主等」という。) に対し、第10条の10第1項に定める支払順位に従い、A 種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当によりA 種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各A 種類株主等が権利を有するA 種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 ② <u>(A 種優先配当金の金額)</u> A 種優先配当金の額は、956 円 (以下「払込金額相当額」という。) に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が2023年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種類株式について最初の払込みがなされた日) (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含
(新設)	

む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(新設)

③ (非参加条項)

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(第4項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(新設)

④ (累積条項)

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本項に従い累積した金額(以下「A種累積

<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u> <u>第 10 条の 5 (金銭対価取得請求権)</u> <u>A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下「金銭対価取得請求」とい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。) ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の A 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき A 種種類株式は各 A 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>② (A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)</u> <u>A 種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)A 種累積未払配当金相当額及び(iii)A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 10 条の 3 第 1 項及び同条第 3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>③ (金銭対価取得請求の効力発生)</u> <u>金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第 10 条の 6 (普通株式対価取得請求権)</u> <u>A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式 (普通株式対価)」という。) の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。) ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式 (普通株式対価) を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>② (A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)</u> <u>A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 (以下「交付株式数」という。) は、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額を、第 3 項及び第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 10 条の 3 第 1 項及び同条第 3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>③ (当初取得価額)</u> <u>取得価額は、当初 956 円とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>④ (取得価額の調整)</u> <u>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u> <u>イ 普通株式につき株式の分割又は株式無償割</u></p>

当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

ロ 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

ハ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に普通株式を発行又は処分する場合、株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「新株発行等による取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。新株発行等による取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \times \text{調整前取得価額}$$

ニ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本ニにおいて同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本ニにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本ニに基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

ホ 行使することにより又は当社に取得され

ることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本ホにおいて同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本ホにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本ホに基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

へ (i) 以下に定める特別配当の支払を実施する場合、次の算式（以下「特別配当による取得価額調整式」といい、新株発行等による取得価額調整式と併せて「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{普通株式1株当たりの時価} - \text{普通株式1株当たりの特別配当}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

「普通株式1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。普通株式1株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ii) 「特別配当」とは、各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当会社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、払込金額（金956円）を当初の取得価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に35を乗じた金額とする。）（当会社が当会社の事業年度を変更した場合には、A種種類株主と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

(iii) 特別配当による取得価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記イ乃至ハのいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

イ 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は

新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

- ロ 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ハ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、新株発行等による取得価額調整式の場合には調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）又は特別配当による取得価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本条に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権及び新株予約権付社債の発行については適用されないものとする。

⑤ （普通株式対価取得請求の効力発生）
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当会社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に

(新設)

<p>(新設)</p>	<p><u>記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p> <p><u>⑥ (普通株式の交付方法)</u> <u>当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第 10 条の 7 当社は、A 種種類株式の発行日から 5 年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日 (以下「金銭対価償還日」という。) が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知 (撤回不能とする。) を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる (以下「金銭対価償還」という。) ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価償還に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 10 条の 3 第 1 項及び同条第 3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。</u></p> <p><u>また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>A 種種類株式の一部を取得する場合において、A 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 10 条の 8 A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第10条の9 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</u></p> <p><u>② 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>③ 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第10条の10 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p><u>② A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p><u>③ 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>第3章 株主総会 第11条～第16条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 第11条～第16条（現行どおり）</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第16条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>② 第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>④ 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会～第7章 計算、附則</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会～第7章 計算、附則</p>

以上